

日本共産党品川区議会議員

菊地貞二

週刊区政ニュース第342号

07年09月09日発行

75歳以上の後期高齢者医療制度

とんでもない保険料額へ

.....

来年4月からスタートする「後期高齢者医療制度」は、昨年の医療改悪法によって導入が決められました。保険料額が現在支払っている国保料の2倍近くなることが明らかになり、不安と怒りの声が広がっています。

.....

**保険料取り立て・給付切り捨て
医療格差を許さない運動を！**

新制度が始まると、後期高齢者（75歳以上）は現在加入している国保や健保を脱退させられ、後期高齢者だけの独立保険に組み入れられます。

保険料額は、今後、条例で都道府県ごとに決まる予定ですが、全国平均で年7万2000円（月6000円）になると政府は試算しています。

ていきましたが、広域連合が試算した結果、現行の国保支払額を大きく上回ることが明らかになりました。



月々の負担は1万6千円超

保険料は所得による応能負担50%と均等割



万円以下は直接徴収、それ以外の人は年金から自動天引き。所得の低い人には国保制度に応じた7・5・2割軽減ありとしています。

くわしい資料が手に入っていませんが、東京23区と広域連合体を組む多摩地域の市町村では国保年額負担が9万円（月額7500円）の方で新しい制度では14万8千円（月額12333円）になるとしています。



これまで被扶養者として保険料負担のなかった方も支払い義務が発生します。

徴収方法は介護保険料と同じで、年金が18

品川区の介護保険料基準額3900円とあわせると、多くの高齢

者が、毎月16000円をこえる保険料が「天引き」されるので

病院に駆け込むことも不可能に

保険料が支払えない時はどうなるのかという問題もあります。

年齢者は、障害者や被爆者などと同じく、「保

険料を滞納しても、保

従来、75歳以上の高

険証を取り上げてはな

らない」とされてきま

したが、今回の制度改

悪により、滞納者は保

険証を取り上げられ、

短期保険証・資格証明

書を発行されることにな

りました。



ています。「現役並み

所得者3割」で変わり

ません。ただし、政府

は、後期高齢者とそれ

以下の世代で、病院・

診療所に払われる診療

報酬（医療の値段）を

別建てにし、格差をつ

けようとしています。

これが導入されると、

後期高齢者に手厚い医

療をする病院・診療所

ほど経営が悪化するよ

うになり、高齢者は、

「粗悪医療」「病院追

い出し」をせまられる

ことになります。

このように、「後期高齢者医療制度」は75歳以上の高齢者を他の医療保険から切り離すことで、「保険料値上げ」か「医療内容の劣悪化」という、どちらをとっても痛みしかない選択を高齢者自身にせまろうというものです。

日本共産党は、後期

高齢者医療制度による、

無慈悲な保険料取り立

て・給付切り捨てを許

さない運動に力をつく

します。



差別医療と保険料を拡大する制度

また、保険料は2年

ごとに改定されますが、

後期高齢者の数が増え

るのに応じて、自動的

に保険料が引きあがる

仕組みもつくられてい

ます。

窓口負担は、「原則

1割」としていました

が2割負担の論議も出



無料法律相談会（生活相談は随時）

ところ すずらん通り事務所

日時 10月11日（木）

午後6時～8時



前日まで15742-6818までは電話予約可。